

三鷹市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 7 月

三鷹市教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

三鷹市教育委員会では、平成30年3月に「三鷹市立学校における働き方改革プラン」を策定し、三鷹市の学校教育の質の維持向上を図ることを目的として、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境整備に取り組んできました。本計画は、同プランに基づくこれまでの取組を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条の規定に基づき、教員の時間外在校等時間の削減やライフ・ワーク・バランスの向上に係る数値目標及び具体的な取組内容等を定めるものです。

本計画の取組を着実に実施することで、教員の最も重要な職務である児童・生徒の教育に力を注げる職務環境を整備し、児童・生徒の学習をはじめとした学校生活のさらなる充実、三鷹市の学校教育の質の維持向上を図ります。

(2) 本市の現状

三鷹市教育委員会では、令和2年3月に「三鷹市公立学校の管理運営に関する規則」を改正して教員の業務量の適切な管理等に関する規定を追加し、さらに令和2年7月に「三鷹市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を定め、教員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

直近3年間の本市の教員の時間外在校等時間の状況は、次のとおりです。

【時間外在校等時間の状況】

校種	年度	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	令和5年度	38時間21分	35.4%	3.0%
	令和6年度	36時間36分	32.4%	2.7%
	令和7年度	36時間3分	31.7%	2.2%
中学校	令和5年度	41時間1分	40.4%	4.1%
	令和6年度	40時間4分	40.1%	4.5%
	令和7年度	38時間50分	37.5%	4.2%

時間外在校等時間は減少傾向にありますが、月45時間を超えている教員の割合が小・中学校ともに30%を超えており、一部の教員は月80時間を超えている状況です。また、在校等時間が長い教員が固定化している傾向があり、教員の健康保持増進の取組を進める必要があります。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

内容	目標	現状（令和7年度）
1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間	30時間以下	小学校：36時間3分 中学校：38時間50分
時間外在校等時間が月80時間を超える教員の割合	0%	小学校：2.2% 中学校：4.2%

(2) ライフ・ワーク・バランスや働きがいに関する目標

内容	目標	現状（令和7年度）
教育職員のストレスチェック「仕事のコントロール」の健康リスクの値※1	100以下	101
教員としての仕事そのものについての満足度（満足している教員の割合）	80%以上	(58.4%) ※2

※1 全国平均を100として表し、値が低い方がよい傾向を示す。

※2 【参考値】令和4年度都立学校教員勤務実態調査に基づく数値

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 教員が担うべき職務に専念できる環境の整備と業務改善

○学校徴収金の徴収・管理

教材費等学校徴収金の徴収・管理、未納対応等の業務を、教員以外のスタッフが中心となって円滑に行っている学校の事例を共有し、事務職員との適切な業務分担ができるよう支援します。

○スクールロイヤーの導入

学校が直面する問題等が多様化・複雑化する中で、その解決に向けて適切かつ迅速な対応を図るため、法務的観点から相談や支援を行うスクールロイヤーを導入します。

○調査・統計等の精査

調査・統計等の内容を精査し、学校以外で回答できる内容については学校以外で回答するように努め、学校への依頼は必要最小限とします。

○部活動の適正な運営と地域展開

「三鷹市立中学校における部活動の方針」に則り、適正な休養日や活動時間による運営を進めます。また、休日に活動している全ての部活動に部活動指導員を配置することで、部活動による教員の休日出勤をなくし、教員の負担軽減を図ります。

これらの対応について、教育委員会が率先して、生徒や保護者の理解を得られるよう周知していきます。

また、子どもたちが希望する多様な活動を放課後に取り組めることを目指し、学校施設の地域開放に関する業務や地域クラブ活動の運営等を担う組織の設立に向けた検討と準備を進めます。

○教員の業務を補助する支援員の適正配置

国や東京都の補助金等を活用し、副校長業務支援員、スクール・サポート・スタッフなど、教員の業務を補助する支援員の適正配置を進めます。

○児童・生徒や家庭への支援の充実にに向けた専門スタッフの適正配置

児童・生徒や家庭へのよりの確な支援とその充実に向けて、スクールカウンセラー、エデュケーション・アシスタントや校内支援教室支援員など、国や東京都の施策と連

動しながら多様な専門スタッフを適正に配置し、それぞれの専門性に基づいた業務や校務を補助することにより、手厚い指導を行うとともに、教員の負担軽減を図ります。

（２）学校における取組の推進

○タイムマネジメントを意識した働き方の推進

教員一人ひとりが勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、校務支援システムにより在校等時間を適切に把握し、タイムマネジメントを意識した働き方への意識の転換を促します。また、学校管理職において、校務支援システムにより教員の時間外在校等時間を適切に把握・管理し、時間外在校等時間が長時間となっている教員に対する面談や指導・助言の実施とともに、必要に応じて校務分掌の見直しを行うなど、改善に向けた組織的な対応を図ります。

○小学校における教科担任制の推進

授業準備の効率化、若手教員の学級運営の学年全体でのサポートなど、教員の負担軽減の効果が期待できることから、小学校において積極的に学年内の教員及び専科教員による教科担任制を推進します。

○学校行事開催の工夫

学校行事の精選や隔年実施、開催時間の見直しなど、効率的な開催の仕方を工夫します。

○会議・研修の見直し、効率化

会議や研修について、改めて必要性を精査します。また、実施が必要なものについても、オンライン化や資料の電子化、内容や方法、回数、時間、開催時期等の見直しを行います。

○スクール・コミュニティ推進員との連携

学校教育の質的充実を支える学校支援ボランティアの調整や地域資源を活かした授業づくりにおける地域との調整を支援するスクール・コミュニティ推進員（地域学校協働活動推進員）との連携を一層、組織的・計画的に行うことにより、地域との協働やその充実を効果的・効率的に進めます。

(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

○三鷹市教育委員会学校安全衛生推進会議の開催

三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則に基づき、「三鷹市教育委員会学校安全衛生推進会議」を開催し、市立学校の労働環境の改善状況などについて、学校との意見交換を行います。

○産業医による面接指導

時間外在校等時間が80時間を超えた教員に対して医師（産業医）による面接指導の案内を行うとともに、それ以外の教員に対しても健康に関する相談ができる窓口を案内します。

○休暇取得の促進

夏季休業中の学校閉庁日や、「ノー残業デー」の設定を推進し、教員の休暇取得を促進します。

○テレワーク（在宅勤務）の導入

育児・介護等と仕事の両立など、柔軟で多様な働き方を促進する観点から、長期休業期間を中心としたテレワーク（在宅勤務）の導入を進めます。

5. 今後のフォローアップ

○目標達成状況の把握

時間外在校等時間に関する目標の達成状況については、校務支援システムのタッチパネルによる出退勤管理システムにより把握し、ライフ・ワーク・バランスや働きがいに関する目標の達成状況については、本市で導入しているストレスチェックの結果や、令和8年度から実施するアンケートの結果等から把握します。

○課題のある学校への支援・指導等

教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教員がいる学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

○目標の達成状況の報告・公表

本計画の取組の着実な実行を図るため、計画の実施状況、目標の達成状況について、毎年度、教育委員会定例会及び総合教育会議で報告するとともに、市のホームページで公表します。また、各年度の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に関する学識者経験者の知見も得ながら評価・検証し、必要に応じて見直しを図るPDCAサイクルを運用して改善していきます。

○保護者、地域の理解の促進

前記4（1）「教員が担うべき職務に専念できる環境の整備と業務改善」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について、保護者や地域へ周知し、理解・協力を得られるよう取り組みます。